

現行型司法修習の司法修習生指導要綱の改正について

平成 18 年度から開始する現行型司法修習については，当委員会の「議論のとりまとめ」において，現行の司法修習の枠組を維持しながら，修習期間を 1 年 4 か月（前期修習 2 か月，実務修習 1 年，後期修習 2 か月）とすることが相当であるとされ，また，現行型司法修習も完成段階における到達レベルは新司法修習のそれと同程度とすることが相当であるとされたことを踏まえ，現行型司法修習の指導要綱についても，現行指導要綱（参考資料 A - 5 - 6）を基本としつつ，「議論の取りまとめ」に示された新司法修習についての基本的考え方を反映させることが相当と考えられる箇所に所要の改正をする必要がある。

このような考え方から，主要な改正点は，以下のとおりとする。

1 総則（第 1 章関係）

(1) 指導理念（第 1 関係）

新司法修習における指導理念について，「議論の取りまとめ」（2 頁）において「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる，法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と，法曹としての思考方法，倫理観，心構え，見識等」とされたことを踏まえ，現行型司法修習における指導理念も，これと同様のものとする。また，指導の在り方についても，新司法修習と同様，「法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力及び書面や口頭による説得的な表現能力等の修得」に重点をおくものとする。

(2) 各修習の期間及び順序（第 2 関係）

前期修習，実務修習及び後期修習の順序を維持し，1 年 4 か月の修習期間（最高裁判所規則により定められる予定）のうち，前期及び後期の集合修習を各 2 か月とし，実務修習期間は，これまでと同様 1 年間とする。

(3) 成績評価（新設）

成績評価に関する基準として、その段階（実務修習においては4段階、後期集合修習においては6段階）と評価の観点を規定する。

2 各則（第2章関係）

(1) 裁判修習（第1節関係）

前期修習（第1関係）

ア 多様化，専門化する法曹の活動にも耐え得る基礎となる実務的能力（実務全般に対し汎用性のある基礎力）を養成すべく，裁判実務における技術的，形式的な事項の指導は，法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるものとする。

イ 起案及び講評の指導方法について，民事裁判における起案は，事実整理及び事実認定等に関するものとし，刑事裁判における講義では判決書の構成及び作成の基本を教えるものとする。

実務修習（第2関係）

ア 指導目標について，司法修習生が具体的事件を裁判官の立場で修習することを通じて，法曹として必要な基本的知識や技法の修得，裁判官としての在り方，心構え，裁判実務の実情等を理解させることとする。

イ 指導の範囲及び方針について，裁判実務における技術的，形式的事項の指導は基本的な事柄にとどめ，具体的な事件の取扱いを通じて，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等を養成することに指導の重点をおくものとする。

ウ 具体的な指導の方法に関し，民事裁判修習においては，事案に応じ，判決書全文又は修習に適する部分の起案をさせ，また，事件の争点及び争点に関する事実認定の要点を簡潔に記載した書面を起案させた上，これを基に討論させ，これに講評を加えるなどして指導することを定める。

刑事裁判修習においては，事案に応じ，判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせ，また，事実認定上，法律上の問題点や量刑等について

検討した結果を書面又は口頭で報告させた上、これを基に討論させ、これに講評を加えるなどして指導することを定める。

後期修習（第3関係）

民事裁判、刑事裁判のいずれについても、より具体的な指導目標を規定することとする。民事裁判科目の指導目標については、要件事実論を実践的、多角的に用いる能力を涵養し、事実認定能力を体系的に修得させるとともに、結論を説得的に表現する能力を涵養し、標準的な訴訟運営の在り方を修得させることとする。刑事裁判科目の指導目標については、刑事裁判における事実認定及び訴訟手続を中心とする総合的、体系的な修習指導をし、事実認定の基本的な手法と標準的な刑事訴訟手続に関する実務的な知識及び理論の定着を図ることとする。

(2) 検察修習（第2節関係）

前期修習（第1関係）

検察実務における技術的、形式的な事項の指導は、法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるものとする。

講義においては、刑事手続（捜査、事件処理、公判等）の分野における検察官の活動の解説に集中するものとする。

起案については、従来、起訴状又は不起訴裁定書そのものの起案とされていたのを、事件処理についての起訴、不起訴処分内容及び事実の要旨を起案させるものと改める。

実務修習（第2関係）

実務修習における指導目標を、具体的事件を検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識及び技術を修得させるとともに、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させることとする。

指導の指針についても、検察官に特有の形式的、技術的事項の指導は基本的なものにとどめること、例えば、事件の捜査については、従来の取調技術、

主要犯罪捜査の要領とされていたものを，事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方，証拠収集及び取調べの要領を中心に指導することに改める。

後期修習（第3関係）

指導目標を，従来より具体的に記載し，実務修習において修得した検察実務に関する知識，経験等を体系的に結合させて，検察実務に関する総合的指導を行い，法曹に共通して必要な知識及び技術修得の仕上げを期することとする。

指導方法についても具体的に記載し，修習記録を使用して捜査方針，事件処理及び立証方針等を起案させ，これについて討論及び講評を行うほか，実体法上及び訴訟法上の諸問題を研究討論させるなどの方法により，検察実務の総合的指導を行うことを明記する。

(3) 弁護修習（第3節関係）

前期修習（第1関係）

民事弁護における指導目標について，民事訴訟手続における訴訟代理人の訴訟活動に関する基本的知識の修得を中心とし，訴訟以外の場における弁護士の役割や活動内容に関して，その一部を理解させることを定める。

後期修習（第3関係）

民事弁護においては，民事弁護実務で求められる一定レベル以上の実務処理能力を取得させることを明らかにするとともに，民事裁判科目との連携を図ることとし，使用する修習記録は多様化する民事弁護の活動も視野に入れたものとする。

(4) 司法研修所における共通科目（第4節関係）及びその他の修習（第5節関係）

全科目共通科目，裁判共通科目，弁護共通科目について整理をし，必要に応じて，その他の共通科目として実施するものとする。

司法研修所において実施される，多様な法的ニーズに関する基本的な情報を

提供し、幅広い法事象について関心を持たせるための講義等について見直し、必要不可欠なものは、適宜各固有科目における講義等として実施することとする。